

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	保険業法の適用除外に係る規制の見直し	
担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室	電話番号: 03-3506-6000(内線3573) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成24年1月6日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体について、保険業法の適用除外の要件を一の都道府県の区域内に所在するものとする。</p> <p>【現状及び問題点】 保険業法においては、構成員相互に密接な関係等が認められるとの要件を満たす団体を「構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能であることが法令上・社会通念上明らかである団体」として例外的に適用除外としており、一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体については、同一の任命権者により任用された組合員が構成するものを適用除外の要件としている。</p> <p>他方、一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体であって共済事業を行う特例民法法人は、公益法人等に関する経過措置として保険業法の適用除外とする特例が認められているが、当該法人が一般法人化した後に引き続き共済事業を行う場合には、同一の任命権者により任用された組合員が構成する団体との要件を満たす必要がある。</p> <p>しかしながら、複数の任命権者により任用された組合員が構成する団体であっても、一の都道府県の区域内に所在する団体には、構成員相互に密接な関係等が認められるものもあることから、経過措置の終了後、そうした団体に対して保険業法の規制をかけることで、任命権者毎に団体を分割するための事務など必要以上の負担が発生するおそれがあり、また、構成員の自治のみによる事業が継続できなくなる。</p> <p>【目的・必要性】 上記問題に対応するため、地方公務員共済組合の組合員が構成する団体が行っている保険業の実態を踏まえ、保険業の定義から除外されるものの範囲を見直す必要がある。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	保険業法施行令第1条の3第4項	
想定される代替案	代替案: 一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体について、保険業法の適用除外の要件を設けない。(最大で全国規模の事業を行うことが可能とす	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	経過措置の適用により保険業法の適用除外となっている、一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体(以下、「経過措置団体」という。)において、任命権者毎に団体を分割することにより生じる事務処理等に係る費用が減少する。	本案と同様の費用が減少する。
(行政費用)	特段の費用は発生しない。	本案と同様、特段の費用は発生しない。
(その他の社会的費用)	特段の費用は発生しない。	一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体において、全国規模の広範な事業が可能となるが、この場合、団体の構成員相互に密接な関係等が認められないことから、構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能とはいえない状況下で事業が行われることとなる。この結果、経営状況が悪化し破綻等に至った場合には、共済金支払いが不能となるなど共済契約者の保護が図られないという、社会的費用が発生するおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	経過措置団体においては、任命権者毎に団体を分割するための負担を負うことなく、引き続き保険業法の適用除外として自治による事業運営が可能となる。	特段の便益は発生しない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析 本案については、遵守費用の軽減が図られる上、経過措置団体において、任命権者毎に団体を分割するための負担を負うことなく、引き続き、保険業法の適用除外として自治による事業運営を行うことができるという便益が発生することから、本案による改正は適当といえる。</p> <p>(2)代替案との比較 代替案では、団体の構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能とはいえない状況下で、事業が行われることとなることから、経営状況が悪化した場合には、共済契約者の保護が図られないという、看過することができない社会的費用が発生するおそれがある。</p> <p>一方、本案では、経過措置団体が構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能である範囲において、団体分割するための負担を負うことなく事業の継続が可能となるという便益が発生する。</p> <p>以上を勘案し、代替案より本案が適当と考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	今後の適用除外の見直しについては、改正後の規定の実施状況(一の都道府県における事業の運営状況等)について検討を加え、保険契約者の保護の観点から必要が生じた場合に所要の措置を講ずることとする。	
備考		